

公益通報者保護規程

2015年4月10日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下、「本財団」という。）の役職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報および相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を行い、もってコンプライアンス経営の強化を図ることを目的とする。

(通報対象)

第2条 本規程は、次の行為が行われ、または行われるおそれがあることに関する通報および相談を対象とする。

- (1) 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
 - (2) 本財団の役職員、賛助会員、その他関係者の安全、健康に対して危険な行為または危険を及ぼす恐れのある行為
 - (3) 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満および努力義務に係るものを除く。)
 - (4) 上記各号もしくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉または社会的信用を侵害する恐れのある行為
- 2 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報および相談を妨げるものではない。

第2章 対応体制

(対応責任者)

第3条 本財団は、事務局長を公益通報対応責任者とする。

(通報および相談窓口)

第4条 公益通報に関する通報および相談の窓口（以下、「公益通報窓口」という。）は、総務部長とする。

- 2 総務部長に通報もしくは相談することが不相当と判断される場合は、公益通報対応責任者に対して通報もしくは相談ができるものとする。
- 3 総務部長および公益通報対応責任者に通報もしくは相談することが不相当と判断される場合は、監事に対して通報もしくは相談ができるものとする。

(通報および相談の方法)

第5条 通報および相談は、電話、FAX、電子メール、書面もしくは面会によるものとする。

2 匿名の通報および相談は、原則として受け付けない。

(通報者および相談者)

第6条 公益通報に関する通報および相談の対象者は、本財団の役職員、評議員、本財団退職者および本財団事業に係る利用者ならびに取引事業者の職員等とする。

(調査)

第7条 通報を受けた者は、次の事項について監事に書面にて報告を行うとともに、通報者に対して、通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知または正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

(1) 通報を受けた日時・方法

(2) 通報者の氏名

(2) 通報の対象者

(3) 通報を受けた行為の概要

(4) 調査要否の担当者判断とその根拠

2 通報者は、調査を行わない旨の通知を受け、その決定に疑義が残るときには、監事に対して所定の書式により不服を申し立てることができる。

3 通報された事項に関する事実関係の調査(以下、「調査」という。)は、原則として監事の指示に従って通報を受けた者が行うものとする。ただし、監事が通報を受けた場合は、監事が指名した役職員が、監事の指示に従って調査を行うものとする。

4 調査に当たり、被通報者は、公正な聴聞の機会と通報された行為等への反論および弁明の機会が与えられるものとする。

(協力義務)

第8条 本財団の役職員および評議員は、調査に当たり協力を求められた場合には、協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本財団は、すみやかに是正措置を講じるものとする。

2 本財団は、必要に応じて関係行政機関にその概要を報告する等所要の措置を講ずるものとする。

(処分)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本財団は、当該行為に関与した者に対して懲戒処分および損害賠償を課することができる。

(通知および公表)

第11条 公益通報対応責任者は、通報者に対して、調査結果ならびに是正内容について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ遅滞なく通知するものとする。

2 通報者は、調査結果ならびに是正内容について疑義が残るときには、監事

に対して所定の書式により不服を申し立てることができる。

- 3 本財団は、直後の理事会において、個人情報に留意のうえ、通報内容、調査結果および是正内容等について報告するものとする。

(記録)

- 第12条 調査を行った者は、調査が完了したときには、通報から調査、是正措置までの経緯および結果について、監事に報告書を提出するものとする。
- 2 前項の報告書および公益通報に関する文書等については、公益通報対応責任者が極秘文書として永久保存管理する。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

- 第13条 本財団は、通報者が通報もしくは相談したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行なわない。
- 2 本財団は、通報者が通報もしくは相談したことを理由として職場環境が悪化することのないように適切な措置を講ずる。また、通報者に対して不利益な扱いや嫌がらせ等を行なった者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を課すことができる。
- 3 通報者に協力した役職員および調査に積極的に関与した役職員に対しても前二項に準じて保護する。

(秘密保持の徹底)

- 第14条 通報ならびに調査に関与した者は、通報された内容および調査で得られた情報を漏洩してはならない。また退職後あるいは退任後においても同様とする。
- 2 本財団は、正当な理由なく情報を漏洩した者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課すことができる。

(不正目的の通報)

- 第15条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行なってはならない。
- 2 本財団は、前項の通報を行なった者に対し、就業規則に従って厳正な懲戒処分を課すものとする。

(通報または相談を受けた者)

- 第16条 通報または相談を受けた者は、誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則（2012年11月20日）

この規程は、2012年11月20日より施行する。

附 則（2013年5月1日）

この規程は、2013年5月1日より施行する。

附 則（2015年4月10日）

この規程は、2015年4月10日より施行する。